主ナル役員ノ住所氏名生年月職業経歴

澁谷区宮益町三ノ四　靴工
幹事　石崎榮太郎　明治廿七年十月生
渋谷区原宿町ニ生レ小学校卒業、後靴工ノ徒弟トナリ大正九年日本製靴会社月島工場ニ職工トナリ大正七年七月陸軍省所在地ニ於テ軍靴靴工ヲ為シ今日ニ至ル

淀橋区柏木一ノ一七　靴工
幹事　桑原正蔵　明治三十三年十二月生
小学校卒業後靴工トナリ大正元年ヨリ全七年迄日本製靴会社ノ職工トナリタルガ目下自宅ニ於テ独立シテ靴製造ヲ営ミツヽアリ

立憲労働義会東京靴工同志會規約

第一條　本会ハ立憲労働義会ノ主義ニ基キ全一ノ行動ヲ執ルコト
第二條　本会ハ東京靴工同志会ト称シ本部ヲ立憲労働義会内ニ置キ必要ニ応ジ支部ヲ置ク
第三條　本会ハ会員ノ徳性ノ涵養技術ノ進歩識見ノ開発地位ノ向上相互扶助ヲ以テ目的トス
第四條　本会ハ左ノ役員ヲ置ク
一、幹事長　一名　一、幹事　若干名　一、評議員　若干名
一、会計　一名
一、幹事長ハ幹事中ヨリ互選シタル者ニシテ一切ノ会務ヲ統理シ其責ニ任ズ
一、幹事ハ評議員中ヨリ互選シタル者ニシテ幹事長ヲ補佐シ会務ノ進行ヲ計ルモノトス
一、評議員ハ会員中ヨリ互選スルモノトス
一、会計ハ幹事中ヨリ互選シテ一切ノ会計ヲ司ルモノトス
一、支部ハ幹事中ヨリ部長一名ヲ互選シテ幹事之レヲ補佐シ会務ノ進行ヲ計ルモノトス
但シ右役員ハ一ケ年トシ毎年大会ニ於テ選挙スルモノトス
第五條　本会員ニシテ役員ニ選挙セラレタルトキハ拒ムコトヲ得ス
但シ止ヲ得ザル事情アルトキハ幹事会ノ決議ニヨリ承認スルコトアルベシ
第六條　本会員ハ会費トシテ毎月金三十銭支出スルコト
但シ臨時必要ナル費用ヲ要スル場合ハ相当ノ負担ヲナスモノトス
第七條　本会員ヨリ徴収シタル会費ハ本会及ビ立憲労働義会ノ経常費ヲ控除シ残余ハ基本金トシテ郵便貯金トシ保管スルモノ